

別表第1（第3条関係）支援対象活動

対象活動区分	内容
自然環境保全活動	<p>1 自然環境保全に関する活動 海浜・河川・里地・里山・水路・ため池・湿地・緑地等における自然環境の保全や修復に関する活動</p> <p>2 動植物の継続的な調査活動 生態系の変化を把握するため、継続的に行う動植物の調査活動</p> <p>3 希少種の保全活動 絶滅の恐れのある種に関して、絶滅を未然に回避するために行う予防的な活動</p> <p>4 移入種対策に関する活動 移入種に関し、侵入の予防、侵入の初期段階での発見・対応、定着した生き物の駆除管理などに必要となる活動</p> <p>5 その他市長が認めるもの</p>
普及啓発活動	<p>1 広範な市民を対象とした普及啓発に関する活動 自然に関するシンポジウム・講演会の開催、自然観察会等の自然環境学習会の実施、自然に関する広報誌・ちらしの発行</p> <p>2 その他市長が認めるもの</p>

別表第2（第8条関係）交付決定検討基準

項目	着眼点
1 先進性	これまで他の活動にはない新たな活動内容であるか。
2 有効性	<p>本市の自然環境を守り育むという本事業目的の達成にどの程度寄与する活動であるか。</p> <p>ア 対象 多くの市民（人数、年齢層）を対象とする活動であるか。広範囲に渡る（全市的な）活動であるか。</p> <p>イ 継続期間 同様の内容を長期間継続している活動について、本事業目的の達成に継続的な活動が不可欠であるか。団体として自立した活動は出来ないか。</p> <p>ウ 頻度 適切な頻度で活動しているか。</p> <p>エ 効果 費用に対する効果が高いものである。</p>
3 協調性	市民をはじめ、他の団体等と協力が見込める活動であるか。
4 地域貢献性	地域の活性化等に貢献する活動であるか。
5 若手の取組み	主な担い手が小・中・高校生など若い世代又は学生の取組みであるか。

別表第3（第5条関係）支援対象経費

経費区分	内容
人件費（謝礼金）	講演会の講師等謝礼、外部協力者への謝礼金、作業補助者への手当
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のための旅費 （市外旅費については内容審査のうえ決定する） ・講師等の交通費、宿泊代
消耗品・物品購入費	活動に必要な消耗品・物品（「資産性のないもの」（北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第82条に定める消耗品をいう。）かつ「補助金申請額の過半を1品で超えないもの」に限る）、書籍等の購入費
印刷費	資料、ポスター、ちらし、パンフレット、報告書等の印刷費
使用料・賃貸料	講演会等の開催に伴う会場使用料、使用機器の賃貸料
通信運搬費	活動に必要な資料等の郵送料、物品等の運搬費
保険料	傷害保険料
その他	市長が必要と認めるもの

別表第4（第5条関係）支援対象外経費

経費区分	内容
人件費	団体内部の賃金やイベントでの動員謝金等
食料費	活動実施のために必要な飲食代、打ち上げ、懇親会等食料費のすべて
使用料・賃貸料	事務室の賃貸料、コピー機のリース料、電話加入権等
委託料	事業の事務、企画、運営、調査など活動の中心となる部分の委託
その他	高額な備品であって「資産性のあるもの」（北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第82条に定める備品をいう。）もしくは「補助金申請額の過半を1品で超えるもの」などその対象経費になじまないもの。